

# 習志野市農業委員会総会議事録

平成22年第5回習志野市農業委員会総会は平成22年5月21日（金）JA千葉みらい習志野支店で開催した。

1. 開催時刻 午後3時より

1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 欠席 3名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 田久保 清一	2番 飯 生 良	3番 吉 野 吉雄
4番 中 台 孝政	5番 斉 藤 健次	6番 央 重則
7番 田久保 武士	8番 宮 本 泰介	9番 市 角 夏司
10番 村 山 光男	11番 織 戸 正裕	12番 飯 生 正己
13番 織 戸 和行	14番 伊 藤 豊	15番 海老原 健治
16番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司

会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果

上 程5件 承 認5件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 16時05分

1. 付議事項

議案第20号 生産緑地のあっせん結果について

議案第21号 生産緑地のあっせん結果について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

報告第 9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>それでは、これより総会に入ります。</p> <p>本日は、廣瀬会長・9番市角委員・15番海老原委員より欠席の報告があり、出席委員は15名であります。</p> <p>よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則 第26条第2項」の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>11番 織戸 正裕委員と12番 飯生 正己委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>総会に入る前に、皆様にお図りいたします。</p> <p>審議案件の議案第22号・23号は関連がありますので最初に審議し、その次に、農政課より緊急議題として「農業経営基盤強化促進法」に伴い「習志野市基本的な構想の見直し」について、習志野市長より農業委員会に意見の諮問がありましたので議案第24号を審議し、最後に議案第20号及び議案第21号の「生産緑地のあっせん結果」について、審議したいと思っておりますが如何でしょうか。</p>
各委員	<p>・・・・(各委員異議なしの声)・・・・</p>
議 長	<p>有難うございます。</p> <p>それでは事務局、議案第22号及び議案第23号の 「農地法第5条の規定による許可申請について」 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議案第22号について説明いたします。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり農地法施行規則第6条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求めます。</p> <p>提出年月日平成22年5月21日、申請目的 専用住宅、農業委員会受付日平成22年5月10日、</p> <p>譲受人：埼玉県加須市 ●●さん、持分二分の一 習志野市 ●●さん、持分二分の一</p> <p>譲渡人： 習志野市 ●●さん</p> <p>許可を受けようとする土地：鷺沼台■丁目■番■ 地目 畑 地積■■■㎡ 鷺沼台■丁目■番■ 地目 畑 地積■■■㎡</p> <p style="text-align: right;">合計■■■㎡</p> <p>立地基準：第3種農地 転用計画 専用住宅建設のため他法令等として開発行為</p>

事務局	<p>32条の同意の添付があります。</p> <p>第3種農地としたのは、千葉県農地課が作成しています農地転用事務指針によりに決定いたしました。それによると、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地。</p> <p>この第3種農地は転用可能な農地であります。</p> <p>具体的には4m以上の道路で水管、下水道管、ガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道にある区域、それと500m以内に2以上の公共施設があること。道路には水道管、下水道管、ガス管が埋設されております。</p> <p>なお半径500m以内に警察署、企業局がありますので、第3種農地に定めさせていただきます。</p> <p>議案第22号の申請計画は、専用住宅建設に伴う農地分として申請書記載の2筆分と、雑種地（地番■番■）■■■㎡の■■■㎡を宅地に変更し、残りは議案第23号のセットバックによる道路分となります。</p> <p>全体の転用計画は4筆（■■■㎡）の農地と2筆（■■■㎡）の雑種地の計■■■㎡の開発計画です。</p> <p>また、宅地として使用する面積は、農地2筆の転用■■■㎡と雑種地の1筆■■■㎡の計■■■㎡が宅地として、残り農地2筆■■■㎡と雑種地1筆（■■■㎡）の■■■㎡が公衆用道路としてセットバックするものです。</p> <p>議案23号は譲受人、譲渡人は同じであります。</p> <p>許可を受けようとする土地：鷺沼台■丁目■番■ 地目 畑 地積 ■■■㎡  鷺沼台■丁目■番■ 地目 畑 地積 ■■■㎡  合計■■■㎡</p> <p>転用計画は専用住宅建設に伴う道路のセットバックとして農業振興区域内農地に専用住宅建設に当たり、開発行為の許可を受けることにより道路のセットバックが伴います。</p> <p>開発に伴う申請は3筆■■■㎡が該当しますが、このうち農地である2筆■■■㎡が畑であるため転用が必要となるものです。</p>
議長	<p>只今の議案説明につきまして、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。．．．．．</p> <p>ご質問等ございますか。</p> <p>事務局、補足説明等ございますか。</p>
事務局	<p>現地調査は5月14日に9名の農業委員さんで行いました。</p> <p>昨年の7月に隣を許可しておりまして、完了届はいっしょでなければなりませんと話しています。</p>
議長	<p>他に質問等がなければ、裁決に入ります。</p> <p>議案第22号・議案第23号「農地法5条の規定による許可申請」に</p>

議 長	<p>ついて裁決いたします。</p> <p>議案第 22 号及び議案第 23 号の許可申請について賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成 を持ちまして、議案第 22 号及び議案第 23 号は許可相当と決しましたので、県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第 24 号の「農業経営基盤強化促進法」に伴う「習志野市の基本的な構想の見直し」について、農業委員会の意見を求める案件については、農政課より急きよ今月の総会に諮らなければ、提出期限に間に合わないとのことで、特別に審議いただくことになりました。</p> <p>議案第 24 号については、事務局より議案説明をした後、農政課より見直しの概要説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について</p> <p>平成 22 年 5 月 17 日付け農政第 79 号において、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について、習志野市長より農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により、当市の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の見直しに伴い農業委員会に意見の諮問があったので審議を求めるものです。</p> <p>回答期限は 5 月 25 日と急であります但よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは農政課職員を呼んで参りますのでしばらく、お待ちください。</p>
農政課	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、千葉県農業経営基盤強化基本方針の変更を踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するものです。</p> <p>主な変更内容として 4 つ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、農地利用集積円滑化事業の新設。 農地所有者からの農地の貸付等に委任を受けて、その者に代理して貸付等を行う農地所有者代理事業等からなる農地利用集積円滑化事業が新たに位置づけられた。</li> <li>2、遊休農地の農業上の利用増進に関する措置に関する規定の廃止。 「遊休農地に関する措置」に関する規定が農地法に新設され、これに伴い基本構想の「遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置」を削除した。</li> <li>3、特定法人貸付事業の実施に関する規定の廃止。 農地法が改正され、農業生産法人以外でも一定の要件を満たせば、すべての農地について貸借ができるようになり、これに伴い「特定法人貸付事業の実施」を削除した。</li> </ol>

	<p>4、利用権の設定を受ける者の要件の変更。</p> <p>農地法が改正され、農作業に常時従事しない個人や農業生産法人以外でも一定の要件を満たせば、すべての農地について賃借できるようになった。これとの整合性を図るため、農用地利用集積計画による利用権の設定等を受ける者の要件が変更された。</p> <p>以上の変更のお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、農政課職員より見直し案の説明がありました、何か質問等ございますか。</p> <p>質問等のある方は挙手願います。</p>
田久保委員	<p>利用権の設定できる団体とは具体的にはどんなものがありますか。</p>
農政課職員	<p>農業組合法による農業協同組合、農業協同組合連合会が利用権の貸付の設定ができるようになりました。</p>
谷岡委員	<p>今の文章は農業委員に配布されていますか。</p>
農政課職員	<p>農業委員会に渡してありますが、必要あれば配布いたします。</p>
谷岡委員	<p>わかりました。それと、なぜ、いま諮問となったのか。</p>
農政課職員	<p>県の基本方針が3月に変更がありました。</p> <p>早めにしなければ、利用集積を申請する人や認定農業者に影響をあたえてはいけないと考えてこうなりました。また、市の方針を6月までに提出しなければならないとなっています。</p>
議 長	<p>．．．．．他に質問等がなければ裁決に入ります。</p> <p>農政課職員は、退席願います。</p> <p>退席の間、暫時休憩いたします。</p>
農政課職員	<p>．．．．．退席．．．．．</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。</p> <p>議案第 24 号の議案を採決したいと思います。</p> <p>議案第 24 号「習志野市の基本的な構想の見直し」について賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員賛成を持ちまして議案第 24 号は可決いたしました。</p>

<p>退席委員</p>	<p>習志野市長に対し、本日付で同意書を送付いたします。</p> <p>ここで、ニンジン部会の委員を兼ねている方は、市場見学に出かけますので、退席いたします。退席の間、暫時休憩いたします。</p> <p>・・・・・・・・ニンジン部会委員の退席・・・・・・・・</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に戻り、総会を続けます。続いて、議案第 20 号及び議案第 21 号の「生産緑地のあっせん結果の報告」について、でございますが事務局より、報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 20 号 生産緑地のあっせん結果について、議案第 21 号 生産緑地のあっせん結果について、の申し出はございませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。つづいて、報告第 9 号および第 10 号につきましては、皆様、事前にご覧いただいていると思いますが、何か、質問等がございましたらお願いします。</p> <p>質問等がなければ本日の総会は、これで終了いたします。皆様のご協力のもと、無事に終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>この後、その他事項につきましては、事務局に一任しますので宜しく申し上げます。</p>